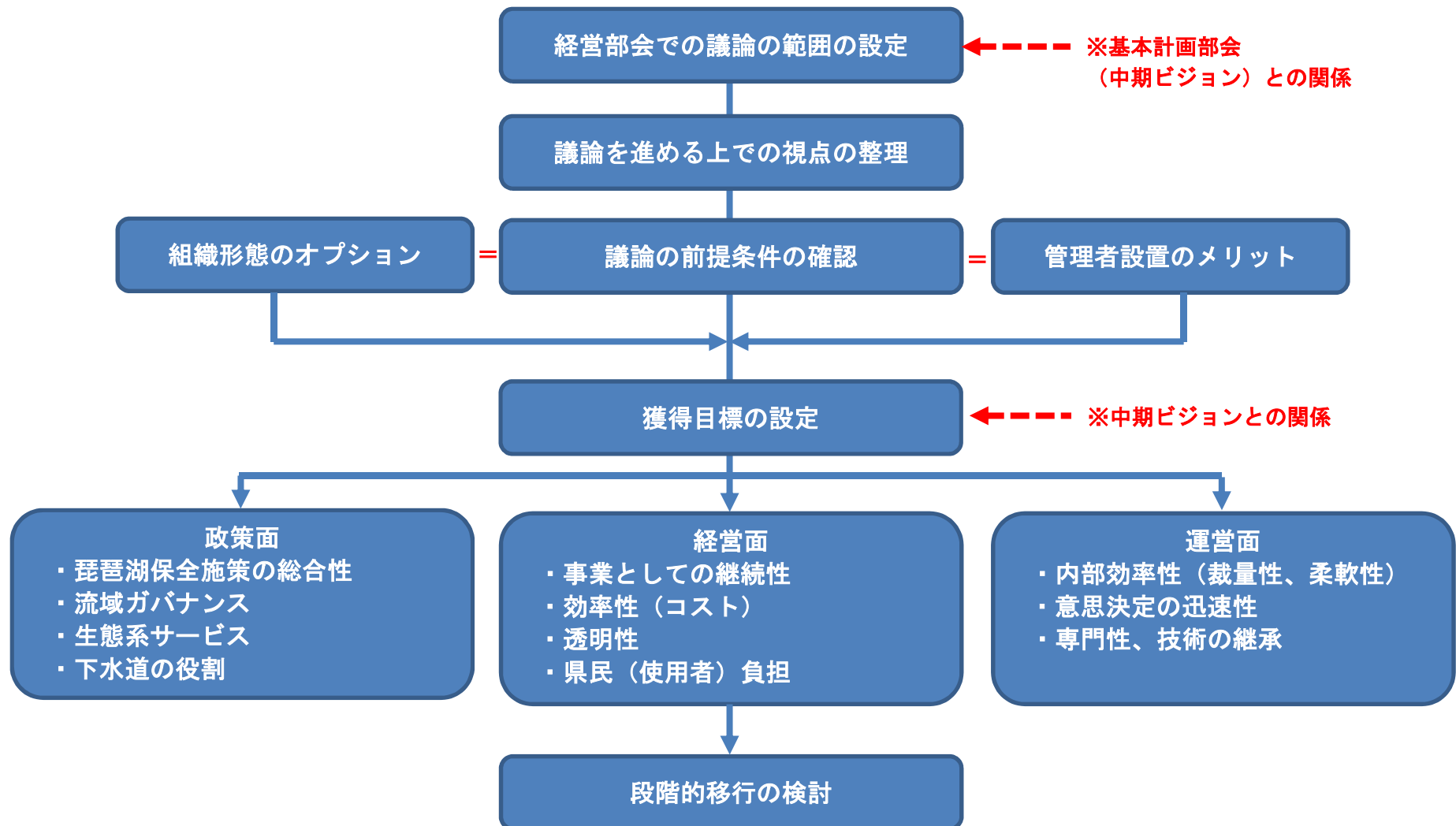


下水道審議会経営部会における法適化の検討の進め方（第1回経営部会意見への対応）

○検討の流れ



論点整理

論点整理	考え方と対応
<p>専門部会での議論の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境政策の「<u>総合性</u>」と「<u>インフラ投資の最適化</u>」は基本計画部会での議論か。 ・個々の部分は各部会で<u>絞り込んだ形</u>でやっていき、それをもとに全体会議で議論する。 ・「<u>総合性</u>」の担保等について、法適化を検討する際の視点とするかは議論するが、どう担保するかは全体会議や基本計画部会で議論すべき。 ・環境政策の「<u>総合性</u>」については、農業集落排水や浄化槽も含まれるがこれらは下水道だけでは扱えないテーマであり、別のところで議論すべき。 	<p>「一部適用」、「下水道単独の全部適用」、「企業庁との統合による全部適用」の3つの選択肢を検討する際の評価項目に、「総合性」の担保等を加える（総合性を担保するにはどの選択肢が効果的か）。</p> <p>どのように「総合性」の担保するのかなどの中身の議論は全体会議や基本計画部会で議論する。</p>
<p>議論を進める上での視点の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一は、水環境政策の「<u>総合性</u>」を担保するためにどのような権限や組織を作るのか。 ・第二は、「<u>規制の権限</u>」はどのような形にあるべきか。 ・第三は、「<u>インフラの投資決定</u>」をどうするか。 ・「<u>最適化</u>」の部分では、限界的な地域での環境政策をどのようにするかは、経営、琵琶湖水質にも影響するので、それに必要な職員をどう確保するかは重要な視点。 	<p>3つの選択肢を検討する際の評価項目に、左記の事項を加える。（どの組織が左記事項にとり効果的か）</p> <p>中身の議論は全体会議や基本計画部会で議論する。</p>
<p>組織形態のオプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部適用の場合、会計を委任するかしないかは出納事務だけであり、影響が大きくなりなく省略した。 ・企業庁との統合の議論は避けて通れない。 ・管理者の役割は事務的な役割ではない。能力や専門性をもった管理者が全般的にガバナンスするという。設置と非設置では決定的な違いがある。 	<p>管理者設置による裁量性の向上は重要で設置の検討は必要であるが、他方議論の焦点化も求められることから、管理者設置を仮定して、「一部適用」、「下水道単独の全部適用」、「企業庁との統合による全部適用」の3つの選択肢で検討する。</p>
<p>管理者設置のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の設置には、管理者の資質や設置にあたっての戦略が必要。 ・管理者を設置すると「<u>裁量性</u>」（「裁量権」）が増えるが、管理者の素質や資質、方向性によってかなり左右される面がある。 ・組織内の「<u>裁量権</u>」はあるが、外部との関係の中ではかなり制限がある。 ・法的には権限があるが、県関係部局と連携しながら運用する必要がある。実態的な権限をどこまで与えるかは事業の性質による。競争の激しいところは権限を得やすい。 	<p>管理者設置による裁量性の向上を「全部適用」の主要な効果として十分に踏まえながら検討する。</p>

論点整理	考え方と対応
<p>獲得目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請で、足並みをそろえていくということもあるが、それを契機として滋賀県としての「<u>獲得目標</u>」をどう作っていくのかを明確にする必要がある。滋賀県に立ち返ってどう解釈するかが重要かと思う。 <p>政策面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖がきれいになっている上で下水道の果たしてきた「<u>役割</u>」は大きい。 ・流域下水道はほぼ県全体をカバーしており、「<u>流域下水道の経営＝水質保全政策</u>」ともいえる。 ・「<u>流域ガバナンス</u>」のこの部分を担うのだという議論が必要ではないか。そのために、専門職員が確保できる体制が全部適用して管理者を設置すれば可能ということになればそれで行きましようとか話ができる。 ・琵琶湖の「<u>生態系サービス</u>」について、この視点からの検討も有効。また、効果を金額化できれば検討が進む。 <p>経営面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>事業としての継続性</u>」を維持するためというのを第一の視点として、資金で言えばこれがいい、人の確保ではこれという議論の持って行き方もあるのではないか。 ・法適化は「<u>経営</u>」、「<u>効率性</u>」、「<u>透明性</u>」を確保することが目的となる。 ・考えられる範囲内で財務上はどれが一番いいのだろうかというような検討はどうか。 	<p>琵琶湖を持つ滋賀県はより環境政策面を重視する必要があることに留意しながら、獲得目標の3つの面（政策面、経営面、運営面）を評価項目にして、選択肢の検討を行う（どの組織が獲得目標を達成するのに効果的か）。</p> <p>中身の議論は全体会議や基本計画部会で議論する。</p>

論点整理	考え方と対応
<p>運営面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業庁と一緒にした場合、様々なコストもあるが、管理者や総務部門と一緒に効率化することはある。 ・長期間下水道事業を経験した職員が少なくなっており、「<u>技術継承</u>」が課題。 ・市町でも技術系職員が県以上に不足している状態であり、県と市町がどういう形で一緒にやっていくかも考えないといけない。 ・プロパー職員、特に設備系、化学系の職員の確保について、全部適用により「<u>効率性</u>」、「<u>柔軟性</u>」が上がることはある。 ・下水道では環境保全のための維持、運転管理をきちんと評価できる能力が必要であり、リスト化すべき。 	
<p>段階的移行の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(流域ガバナンスや生態系サービスと組織体制論を結びつけるのは難しい) 長期ビジョンは必要であり、長期はこうだけど当初はこうというのもあってもよい。琵琶湖や下水道のことを考え、滋賀県の今のシステムを考えて段階的に進むということでもよい。 ・何年か後に必ず見直しをしてどうなのかということ、そして次はどういう方向かということを入れる必要があるのではないか。統合による全部適用までいった時に、なかなか「<u>後戻りはできない</u>」。 	<p>3つの選択肢を検討する際の評価項目に、左記事項を加える。</p>